

鳥取都市計画地区計画の変更（鳥取市決定）

都市計画若葉台南第二地区地区計画を次のように決定する。

名 称	若葉台南第二地区地区計画		
位 置	鳥取市若葉台南四丁目		
面 積	約 5. 3 h a		
地区計画の目標	<p>本地区は、J R 西日本鳥取駅の南東約 6. 5 k m に位置し、地域振興整備公団施行の鳥取新都市土地区画整理事業により整備が行われている緑豊かなニュータウン内の一部であり、幹線道路で住宅地と分離された地区である。</p> <p>そこで、公的施設を中心とした土地利用への誘導を図り、隣接するニュータウンの住宅地の良好な環境と調和したまちなみの形成を図る。</p>		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>隣接する住宅地区との調和を図りつつ、大街区を活かした施設（特別養護老人ホーム、（仮称）鳥取環境大学の関連施設及び公営住宅）等の配置を図る。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>良好な環境を創出するため、敷地内にはオープンスペースを確保し、道路沿いには植栽等を施すこととする。</p> <p>建築物は、周囲の環境を配慮した外観のものとし、緑豊かでゆとりのあるものとする。</p>	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	別表に掲げる建築物は、建築してはならない。
		建築物の敷地面積の最低限度	2 0 0 m ²
		壁面の位置の制限	<p>建築物（次の（1）（2）に掲げる建築物を除く）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は 1 m 以上とする。</p> <p>ただし、木造、鉄骨造等の自動車車庫で軒の高さが 3 m 以下のものについては、道路境界線までの距離は 1 m 以上、隣地境界線までの距離は 0. 5 m 以上とする。</p> <p>（1）物置その他これらに類する用途（自動車車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが 2. 3 m 以下でかつ床面積が 5 m² 以内のもの。</p> <p>（2）自動車車庫又は自転車置場で、外壁を有しないもの又は、開放性を有する簡易的な構造のもの。</p>
		工作物の設置の制限	<p>（1）工作物は道路境界線より 1 m 以上後退することとする。</p> <p>（2）屋外広告物は、次の要件を満たすものとする。</p> <p>① 敷地内における総個数が 2 個以内であること。</p> <p>② 1 個の広告物の表示面積が 5 m² 以内であること。</p> <p>③ 建築物の敷地を越えて表示又は設置されるものでないこと。</p> <p>④ 建築物の壁面等に直接塗布するものでないこと。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	屋根及び外壁の色彩は、良好な居住地にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。
		かき又はさくの構造制限	道路側は、生垣又は透視可能なフェンス等（高さ 6 0 c m 以下の部分はこの限りでない。）で造られたものとする。ただし、門はこの限りではない。

「区域は計画図表示のとおり」

別表

建築してはならない建築物	<ul style="list-style-type: none">(1) 寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物(2) 長屋又は共同住宅で、床若しくは壁又は戸で区画された各住戸の床面積が39㎡未満のもの(3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(5) カラオケボックスその他これに類するもの(6) ホテル又は旅館(7) 自動車教習所(8) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎
--------------	--